

○審査請求事務の迅速な処理について

〔平成8年6月7日地基審第36号
各支部審査会書記あて 審査課長〕

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律（平成8年法律第61号）は、本日
公布され、平成8年7月1日から施行されることとなりましたが、その内容につい
ては平成8年6月7日付地基審第33号「地方公務員災害補償法の一部を改正する
法律の施行について」により理事長から支部審査会会長あてに通知したところ
です。

今回の改正により、支部審査会においては、従来にも増して審査請求事務の迅速
な処理が求められているところであり、本部といたしましては、既に審査課に専門
要員を配置し別紙のとおり各種の情報提供や技術的助言の充実により、支部審査会
の審理迅速化を支援していくこととしていますので、受理後3箇月以内の事務処理
を目指して更なるご努力をお願いします。

別紙

項 目	内 容
1 支部審査会書記に対する研修の充実	心臓・脳疾患、頸肩腕障害、指曲がり症、精神疾患等公務との関係に対する判断が非常に複雑かつ困難となっている事案について、実際に当該事案を抱えている支部審査会の書記等の知識を深め、審理の迅速化を促進する。
2 支部審査会不服審査事務処理マニュアルの作成	従来の支部審査会運営の在り方を見直し、受理から裁決まで3箇月以内の事務処理を目指して、審理遅延の原因となっている事項について参考となる解説を加えるなど審査会の運営に当たる支部審査会書記に対し、迅速な事務処理を行うための指針を作成し、審理の迅速化を促進する。 (例) ① 3箇月以内の処理を目途とした標準審理計画の制定 ② 審査会の定期的開催及び開催回数の増加並びに複数事案の並行審理の実施 ③ 弁明書、反論書の提出期限の短縮 ④ 受理後3箇月を経過しても審査が終了しない

	<p>場合における請求人に対する審理状況、今後の審理見通し等の情報提供の実施</p> <p>⑤ 公務外とされる事案に係る原処分段階での客観的証明力のある十分な資料収集（勤務の実態、本人の生活実態と素因の状況、医証等）の処分庁への依頼</p>
<p>3 非常勤調査員の支部審査会への配置</p>	<p>受付から1年以上を経過している未処理事案を多数抱えており、早急に事務処理体制の充実・強化を図る必要があると認められる支部審査会について、過去に公務災害補償に関する事務等の経験を有する者を調査員として配置し、審査体制の充実を図る。</p>